

飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は

調理師業務従事者届 を出しましょう

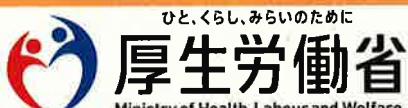
令和4年12月31日現在の状況を

令和5年1月15日までに

千葉県知事指定届出受理機関

一般社団法人千葉県調理師会に届出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、
調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働
省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知
事に届け出ることが義務づけられています



●照会先：一般社団法人千葉県調理師会 〒260-0015 千葉市中央区富士見2-3-1塙本大千葉ビル7階
TEL 043-225-7736 FAX 043-225-5995 E-MAIL chiba-ck@helen.ocn.ne.jp
HPアドレス <http://chiba-cyourishik.sakura.ne.jp>
(千葉県担当課：健康福祉部健康づくり支援課)